

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



3 月号

2017 (平成 29) 年
No. 150



第33回サザン・セト大島ロードレース

2月5日、第33回サザン・セト大島ロードレース大会が町陸上競技場～国道437号の海沿いのコースで開催され、10部門に2,396人が参加し健脚を競いました。

今年のゲストランナーは小林祐梨子さんとジョセフ・ギタウさんで、それぞれレースに参加され大会を盛り上げました。(写真上はハーフマラソンの様子。写真下はバルーンアートでの参加者と走る小林祐梨子さん)

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために

介護保険による

「新しい総合事業」が始まります

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みとして、65歳以上の人を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が平成29年4月からスタートします。

支え合いの地域づくりを進める制度です

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、高齢者自身を含めた幅広い世代の町民や、さまざまな団体の活動により、高齢者の暮らしを地域全体で支えていく必要があります。また、高齢者自身が「できる活動」については、高齢者も担い手として社会参加し、それぞれが地域の中で役割を持っていきいきと生活できるように、介護が必要とならないよう予防していくことが大切です。

そのような地域づくりを進めるための仕組みとして、65歳以上の人を対象として、介護保険制度に「総合事業」が新しく作られました。

総合事業の特徴

① 予防給付の訪問介護と通所介護のサービスが総合事業に移行します

要支援1・2の人が利用している予防給付のうち、訪問看護や通所リハビリ、福祉用具の貸与などは現行のまま利用できますが、訪問介護と通所介護の2つのサービスが総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。（下図参照）

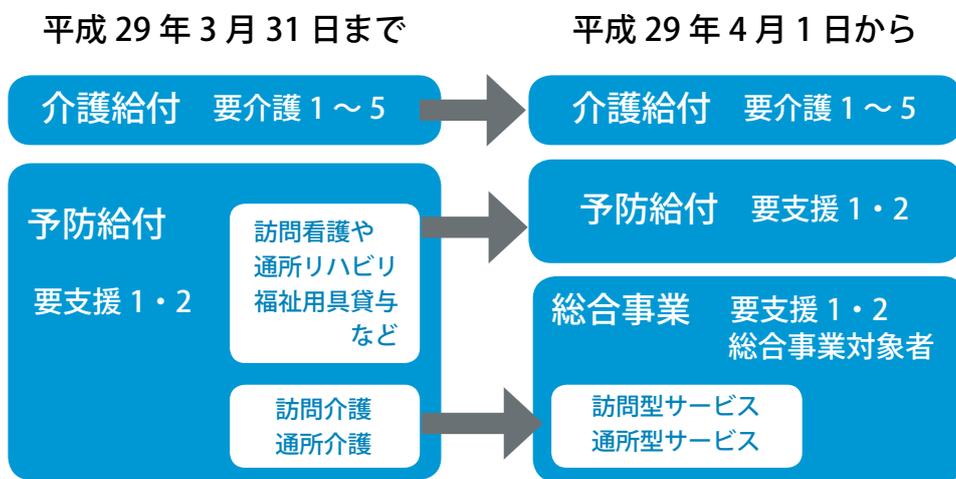
② 利用手続きが簡単になります

総合事業は「基本チェックリスト（生活状況などについての簡易な質問票）」で該当した場合、総合事業対象者となり、これまでよりも迅速にサービスを利用できます。

総合事業利用で介護予防

基本チェックリストの結果、総合事業対象者となった場合、地域包括支援センター職員および介護支援専門員（以下、ケアマネジャー）がケアプランを作成し、その計画に沿ってサービスを利用します。

サービスを利用し、住み慣れた地域



での生活を続けることができるよう、どのように暮らしていきたいか目標を持ち、自分でできることはなるべく自分ですることなどで、介護予防へとつなげていきます。

総合事業による介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス

これまで行われていましたヘルパーの派遣などの訪問型サービスに加え、基準を緩和したサービスを提供します。部屋の掃除や調理、生活必需品の買い物など、利用者本人の自立を促進しながら、必要な援助を訪問にて行います。

●通所型サービス

これまで行われていましたデイサービスなどの通所型サービスに加え、基準を緩和したサービスを提供します。体操や趣味活動を通して、運動能力や生活能力を高め、健康の保持増進・介護予防を通所によって促進します。

また、住民ボランティアが主体となつて行う通所型サービスも利用が可能となります。

さらに、日常生活に支障のある生活行為を改善することが必要な方には専門職等による短期集中型のリハビリテーションを行います。

4月1日から 申請を受け付けます

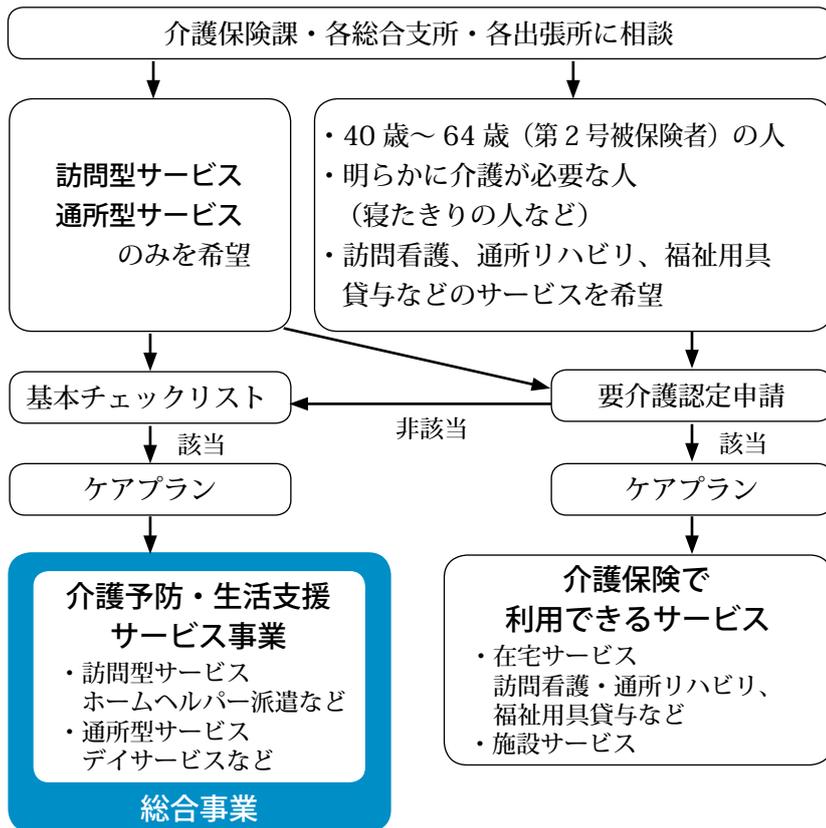
新規に総合事業を利用する場合は、4月1日から申請を受け付けますので、最寄りの窓口にご相談してください。

総合事業の 利用料金のしくみ

現在要支援認定を持ち、予防給付を利用している人は、要介護（要支援）認定の更新などに併せ「訪問型サービス」および「通所型サービス」に移行

します。その場合は、担当ケアマネジャーに相談してください。
総合事業の利用の負担割合については、これまでの予防給付と同様に「介護保険負担割合証」に基づき、1割または2割の自己負担額となります。

総合事業の利用までの流れ



基本チェックリストは利用希望者ご本人に記入していただきます。基本チェックリストや申請書の提出については、ご家族の方でも可能です。

「ケアマネジャー」ってなんですか？

正式には「介護支援専門員」と言い介護を必要とする高齢者と、介護サービスをつなぐ役割をします。

ここでは、高齢者の在宅生活を支援するケアマネジャーの主な仕事を紹介します。

①高齢者や、その家族の相談に応じる

要支援・要介護認定を受けた高齢者やその家族の相談を受け、不安や困りごとについての解決策を一緒に考えます。

②ケアプランを作成する

ケアプランとは、どの介護サービスをいつ、どれだけ利用するかについての計画のことです。ケアマネジャーへの相談と、ケアプランの作成には利用者の負担はありません。

広い介護知識を持ったケアマネジャーが高齢者とその家族に寄り添って、希望に沿ったサービスを適切に利用できるよう、関係機関と連絡調整を行います。



■総合事業の問い合わせ・申請窓口

【介護保険課】
介護保険班 ☎(73) 5503

地域包括支援センター
☎(73) 5506

■総合事業の申請窓口

【総合支所・出張所】

久賀総合支所	☎(79) 1000
大島総合支所	☎(74) 1001
東和総合支所	☎(78) 1110
橘総合支所	☎(77) 5500
棕野出張所	☎(72) 2272
蒲野出張所	☎(74) 2324
沖浦出張所	☎(76) 0004
油田出張所	☎(75) 0001
和田出張所	☎(75) 0051
白木出張所	☎(78) 0035
日良居出張所	☎(73) 0011

しつちよる? やつちよる? 健康づくり!
 「ちよび塩」でおいしく、運動・活動で元気に! 48



元気なからだは毎日の食生活から!

毎日摂る食事です
 ですが、自分が何を
 どのくらい食べて
 いるのか意識して
 いますか。先日、
 蒲野保育所で行わ
 れた「食育参観日」
 では、毎日の給食

の献立に使われている食材や町の特産品を通じて、食べものの種類や栄養素、その働きについて親子で楽しく学んでいました。「食べることは生きること」のことばのように、私たちのからだは食べたものでつくられています。今回は、からだと食事についてお話します。

日々生まれ変わるからだ

私たちのからだは、およそ37兆個もの細胞からつくられ(生物学者エヴァ・ピアノコニ氏論文から)、一列に並べると地球を9周以上する膨大な長さになります。この細胞が毎日休むことなく必要なものを作り出し、古い細胞から新しい細胞へと入れ替わっているのをご存知ですか。

一番早い小腸粘膜では約2日、胃は5日、肌は28日、筋肉や肝臓は60日に入れ替わり、おおよそ5〜7年かけて

全身の細胞は生まれ変わっています(ただし、脳細胞や心筋細胞は入れ替わりません)。この細胞が入れ替わるサイクルを新陳代謝といい、新陳代謝が円滑に行われることで常に新しい細胞が保たれ、内臓や筋肉の動きが活発になり健康なからだがつくられます。

からだは4カ月前の食事でできている

新陳代謝に重要なのが血液です。からだの細胞の3分の2以上は赤血球であり、血液が細胞に必要な酸素や栄養素を送り届けることで、新陳代謝が保たれます。血液は1日20cc作られ約120日後に汗や尿に混じって体の外に排出されます。つまり、今働いているからだの細胞は4カ月前に摂った栄養でつくられていることとなります。だからこそ、バランスの取れた食事や良い食習慣を『毎日続ける』ことが重要になります。今日から半年後、1年後の将来に向けた健康づくりに取り組んでみませんか?

●ちよび塩クイズ
 あなたの適正体重はズバリ何kgでしょう? (答えは13ページに掲載)

◆問い合わせ
 健康増進課 健康づくり班
 ☎0820(73)5504



甘辛サバごぼう (4人分)



動脈硬化についてお伝えします。動脈硬化は加齢に伴って進行していきますが、喫煙、運動、食事などの生活習慣の乱れによる高血圧、脂質異常症、高血糖などが進行を早める大きな原因となります。

食生活では、飽和脂肪酸という栄養素の摂り過ぎで血中のコレステロールが上がりやすくなります。飽和脂肪酸は肉の脂身や乳脂肪、洋菓子などに多く含まれています。

反対に、青魚にはコレステロールを下げるはたらきがある多価不飽和脂肪酸が豊富に含まれるため、1日1回を目標に魚料理を取り入れましょう。

今回は青魚を使ったレシピを紹介します。食物繊維の豊富なごぼうも一緒に食べられます。ぜひ作ってみてください!

周防大島町食生活改善推進協議会東和支部

材料	4人分
さば	240g
酒	大さじ2
しょうゆ	小さじ1
片栗粉	適量
ごぼう	100g
揚げ油	適量
砂糖	大さじ2
みりん	大さじ2
酒	大さじ1
しょうゆ	大さじ1
枝豆(さや付き)	100g

<作り方>

- ① さばは一口大に切り、Aに浸けておく。薄く片栗粉をまぶす。
- ② ごぼうはよく洗い、皮ごと斜めに薄切りにする。水に浸けてアクをぬく。
- ③ 揚げ油を170℃に熱し、②のごぼうを水気を拭き取って揚げる。次に①のさばを揚げる。
- ④ フライパンにBを入れて煮立たせ、③を入れて絡める。
- ⑤ 器に盛り付け、さやから出した枝豆を全体に散らす。

エネルギー 259kcal たんぱく質 15.0g 脂質 12.3g
 食物繊維 2.3g 食塩相当量 1.1g

平成 29 年度 狂犬病予防注射日程

◎町内どこの会場でも受けることができます

4月14日(金)	8:50~8:55	家房停留所
	9:00~9:10	出井停留所
	9:15~9:20	津海木消防機庫
	9:25~9:40	役場沖浦出張所
	9:45~9:50	横見集荷場前
	9:55~10:05	日見公会堂
	10:10~10:20	志佐老人憩いの家
	10:25~10:45	山口大島農協選果場 (小松)
	10:50~11:00	志駄岸神社駐車場
	11:05~11:15	小松港
	11:25~11:30	奥畑停留所
	11:35~11:40	檜原停留所
	11:45~11:50	旧神領停留所
11:55~12:05	旧屋代小学校入口	
12:10~12:30	大島庁舎前公園	

4月17日(月)	8:40~8:45	三浦寺家橋
	8:50~9:10	役場蒲野出張所
	9:15~9:20	西の郷浜老人憩いの家
	9:30~9:40	役場椋野出張所
	9:50~10:50	農業者健康管理センター (久賀)
	12:00~12:05	樽見渡船待合所
12:20~12:25	江ノ浦渡船待合所	

4月18日(火)	8:50~8:55	秋集荷場前
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:25	庄集荷場前
	9:30~9:40	三ツ松区民会館
	9:45~10:10	橋庁舎
	10:15~10:25	原区民会館
	10:30~10:40	安高米穀店横
	10:45~10:50	鹿家集荷場前
	10:55~11:10	油良集荷場前
	11:20~11:25	長浜集荷場前
	11:30~11:40	しらとり苑横
	11:45~11:50	日前郷集荷場前
11:55~12:05	役場日良居出張所	

4月19日(水)	8:50~8:55	馬ヶ原集荷場前
	9:05~9:15	油宇集会施設
	9:20~9:30	役場油田出張所
	9:35~9:40	小伊保田集荷場前
	9:50~10:00	役場和田出張所
	10:05~10:10	内入集荷場前
	10:15~10:20	小泊集荷場前
	10:25~10:30	和佐公民館
	10:40~11:00	東和総合支所
	11:15~11:20	佐連会館
	11:30~11:35	伊崎集荷場前
	11:40~11:45	役場白木出張所
	11:50~12:00	船越集荷場前
	12:05~12:15	西方集荷場前

■問い合わせ 生活衛生課
☎0820(79)1010

狂犬病予防注射と犬の登録を行います

犬の飼い主は、犬の登録(生涯1回)と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。左記の日程で予防注射を行いますので、必要料金および町からお届けする通知書を持参のうえ受けてください。



なお、都合により受けられない犬は、獣医師のもとで受けてください。また、会場によっては状況により若干予定時間に差異が生じる場合がありますので、ご了承ください。

■該当する犬 生後91日以上の犬

■料金(1頭あたり)

・登録済の犬 2,950円

(内訳:予防注射代 2,400円 注射済票 550円)

・未登録の犬 5,950円

(内訳:前記料金および登録料 3,000円)

■飼い主の住所または飼い主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

■新しく犬を飼い始めた方、まだ登録が済んでいない犬を飼われている方は注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。

ペットは正しく飼いましょう

▼犬の飼い主の方へ

- ◇犬のフンの放置に対する苦情が後を絶ちません。散歩中に、フンをしたら袋などにに入れて必ず持ち帰りましょう。
- ◇放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎましょう。
- ◇飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけないようにしましょう。
- ◇生後91日以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ◇死亡したとき、または飼い主の住所や飼い主が変わったときは、届出が必要です。
- ◇迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札を付けましょう。

▼猫の飼い主の方へ

- ◇他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
 - ◇繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
 - ◇迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。
- ◎野良猫へのエサやりについて
無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

犬・猫に関する苦情が増えています

高額医療・高額介護合算療養費制度 についてお知らせします

～ 申請はお済みですか？ ～

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。

平成27年8月1日から平成28年7月31日の計算期間で、対象になると思われる国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯にはお知らせとともに申請書をお送りしていますので、申請をお願いします。

なお、次に該当する方は、対象となつていても確認ができないため、お知らせすることができません。

①平成27年8月から平成28年7月の間に住所を変更した方

(国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更した方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更した方)

②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

以上の①②に該当する方は、前住所地や以前加入していた医療保険での自己負担額証明書が必要になります。ただし、申請をしても、限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険(職場の健康保険・共済組合など)に加入している方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。(同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します。)

■申請先 平成28年7月31日時点で加入していた医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(73)5502

国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入の皆様へ こんなときは、役場に届出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの(欄外下の※を併せてご参照ください)	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書等(前住所地で申請し交付を受けた場合)
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
交通事故など第三者から傷害を受け保険証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	保険証・交通事故の場合事故証明
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、医療保険の変更手続きをするとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等障害の程度を確認できる書類・保険証	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。

※原則として、マイナンバーの記載が必要になります。届出の際は、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証等の身分証明書)をご持参ください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。

詳細につきましては、健康増進課医療保険班 ☎0820(73)5502 までお問い合わせください。

※各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

周防大島町国民健康保険運営協議会委員

任期：平成29年1月1日から平成30年12月31日まで
(敬称略)

委員の区分	委員氏名 (所属団体等)
被保険者を代表する委員	松岡宏和、福田みち系、中西清美、山田修
保険医・保険薬剤師を代表する委員	正木純生 (郡医師会)、嶋元徹 (郡医師会)、岡田秀樹 (郡歯科医師会)、岩重秀二 (柳井薬剤師会)
公益を代表する委員	中元みどり (郡連合婦人会)、西村高明 (町老人クラブ連合会)、中本博明 (町自治会連合会)、松井岑雄 (町議会)

(被保険者代表委員、保険医・保険薬剤師代表委員、公益代表委員とも各4人、合計12人)

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班
☎0820(73)5502

新しい国保運営協議会委員が委嘱されました

周防大島町国民健康保険運営協議会が2月1日、たちばなヶアプラザで開催され、新たな委員さんに町長から委嘱状が交付されました。

この協議会では、町長の諮問に基づき、国民健康保険税の賦課方法や保険給付の内容など、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議が行われます。

当日は、委嘱状を受領された後、新年度予算原案について審議が行われ、医療費の動向や国保税の収納状況等に対する意見・問題提起がありました。審議内容につきましては、町ホームページに掲載しています。なお、新しい委員さんは次のとおりです。

後期高齢者医療保険料の 年金天引き (特別徴収) 4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き (特別徴収) により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

① 本年2月に年金から天引きされた方

② 昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方
(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき)

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、役場健康増進課医療保険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。(納付状況により変更できない場合もあります。)

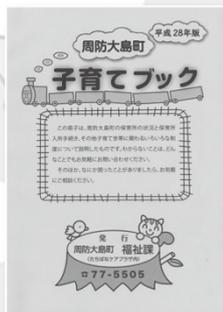
■問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(73)5502

「子育てブック」を配布しています

未就学児を対象とした子育てに関わる制度をご利用いただくために、保育・母子保健サービスや相談窓口、医療機関等を掲載した「子育てブック」を毎年度発行しています。保育園、子育て支援センター、保健師等を通じて対象世帯へお届けしています。平成29年度版は4月に発行します。また、町ホームページでも閲覧することができます。ぜひ、ご覧ください。

■問い合わせ 福祉課 電話0820(77)5505



受講生募集

周防大島で農業を始めませんか

- 対象者 次のいずれかに該当する方
- ・将来周防大島で農業を営むことを希望する方
 - ・援農作業を希望する方

■応募期限 4月12日(木)
※応募多数の場合は選考



○周防大島みかんいきいき営農塾

- ◆募集人員 40名程度 ◆参加費 8,000円
- ◆受講期間 平成29年5月～平成30年4月
毎月1回、第1火曜日予定
- ◆会場 大島柑きつ振興センター他
- ◆研修内容 みかん栽培、流通の仕組み等

○J A生き生き帰農塾

- ◆募集人員 30名程度 ◆参加費 8,000円
- ◆受講期間 平成29年5月～平成30年4月
毎月1回、第3水曜日予定
- ◆会場 J A山口大島久賀支所他
- ◆研修内容等 農業初心者向けに野菜・落葉果樹等幅広い作物の栽培基礎等



■申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820(79)1007

タケノコを 出荷してみませんか！

山口県柳井農林事務所森林部

4月はタケノコの収穫の季節です。タケノコを掘って、出荷してみませんか。

発生したタケノコを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきまします。その駆除に苦勞されている方も多いためと思いますが、タケノコを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と収入の二挙両得です。

タケノコの掘り取りには唐鋤を使います。タケノコの腹面から鋤で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鋤傷のあるタケノコは、商品価値が極端に落ちるので、傷をつけないように掘り取ることが大切です。掘りとったタケノコは、日光に当てないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

集荷は4月に入ってから週3回程度、J Aの各支所にて荷受けされる予定です。出荷にあたっては、事前の登録が必要となりますが、最寄りのJ A支所に行けば、どなたでも登録して出荷できます。なお、出荷規格(予定)は図のとおりです。

タケノコ栽培などのお問い合わせは、お気軽に柳井農林事務所森林部(担当・井上祐一)までお問い合わせください。

■問い合わせ

柳井(岩国)農林事務所森林部

☎0827(29)1565

《たけのこ出荷規格》

区分	長さ
小	25 cm以下 (コンテナの短辺にゆったり入るサイズ)
中	26 cm以上～45 cm以下 (コンテナの長辺にゆったり入るサイズ)

- ※出荷にあたっての注意事項(根イボが全くないものは荷受不可)
- 1 親根よりイボ2節以上から傷を付けないように掘り取り、必ずイボ1節を残して節間と平行に切断する。
 - 2 45 cm以内で根イボが一部欠けているものは規格外品で受け入れる。



みかんに関する資料等の提供についてのお願い

周防大島町でのみかんの栽培は、江戸時代後期から始まり、約170年の歴史があり、先人の栽培方法や品種導入の試行錯誤や努力、組織化や出荷販売の歩み、災害発生の克服等（先人の足跡）により、今の産地が形成され、伝統が受け継がれています。

しかしながら、生産者が高齢化、減少している中で、若い生産者が先輩方から技術や経験談を聞く機会が少なくなっており、伝統ある大島みかんの継承が危惧されています。

産地には、「山口のかんきつ」を始め、前身の「防長園芸」、「柑橘研究月報」、生産者の技術本・営農日記・写真や農機具など蓄積されてきた資料がありますが、年々失われてきています。

そこで、大島郡柑橘振興協議会では、園地・技術継承と併せ、過去の資料を後世に継承するための「大島みかん資料館（仮称）」を検討しており、まずは皆様の資料がどの位あるのかを把握したいと考えていますので、資料の提供等につきまして、ご協力をお願いいたします。

※資料例

みかんに関する技術本、営農日記、関連写真や農機具等

■連絡・問い合わせ

・周防大島町役場農林課

（大島郡柑橘振興協議会事務局）

☎0820（79）1002

・JA山口大島指導販売部

☎0820（72）0970

農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に

応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができ

ます。

仮に80歳前に亡くなられた

場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

○税の特例が用意されています

☆支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。



この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

◆問い合わせ

・周防大島町農業委員会
（農林課）

☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）

☎03（3502）3942

<http://www.nouen.go.jp/>

・山口大島農業協同組合本所
または各支所

サッカーJ2 レノファ山口のホームタウンに

サッカーJ2、レノファ山口のホームタウンとして周防大島町も参加してほしいと、2月20日、同クラブの河村孝社長が町を訪問し、椎木町長へホームタウン化への参加要請をされました。

これは、まちを挙げてチームを応援していこうというもので、レ

ノファ山口が県内全市町のホームタウン化を目指し取り組みが進められています。

このホームタウン化への参加の要請に町側も快諾。椎木町長は、現在町が交流人口の拡大を目指し取り組んでいるスポーツイベントやスポーツ合宿などへの効果にも期待を寄せ、「山口県で唯一のプロサッカーチームであり、できる限り応援したい。J1を目指してがんばってほしい」とエールを送りました。河村社長も「山口県のクラブとして全国発信したい。地域貢献なども一緒に考えていきたい」と抱負を述べました。

周防大島町などのホームタウン化は3月に行われるJリーグの理事会で承認される見通しとなっており、今後、様々な形で連携しチームと町を盛り上げます。

▲レノファ山口の河村社長(左)と握手する椎木町長

表彰

B & G 海洋センターが10年連続特Aで表彰

周防大島町B & G 海洋センターが10年連続で最高評価の特Aを獲得したとして、1月24日、笹川記念館(東京都)で行われた、第9回B & G 全国サミットにおいて表彰されました。

B & G 財団では、全国の海洋センターの活動状況や利用状況などを毎年評価しており、本町の体育館(西屋代)・プール(西三浦)・艇庫(横見)で行う事業等が高い評価を受けています。

宝くじの助成金を活用しました

このたび、小積自治会では「コミュニティ助成事業」を活用し、自治会内に作業所を整備しました。

作業所は、地域の祭りやイベントなどに使用することを目的に整備されたもので、木造平屋建96.9㎡。屋内は主に作業スペースとなっており、地区内外の住民の交流を図る地域の拠点として活用されます。

「コミュニティ助成事業」は(一財)自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に行われています。



▶B & G 財団の梶田功会長(左)から表彰を受ける椎木町長



▶完成した小積作業所

町職員の異動

(2月28日付)

【退職】

健康増進課 杉野祐香

18 周防大島の文化財

松尾寺の二天王立像（三蒲）

松尾寺に伝わる四天王像のうち持国天・増長天の2像が県指定文化財となっている。四天王は仏法を守護する護法神で、多聞天・広目天・持国天・増長天がそれぞれ四方の守護にあたる。そのなかで持国天は東、増長天は南を守護する。四天王像は須弥壇上の四隅に本尊を囲む形で配置されることが多く、顔に怒りをたたえ中国風の鎧を身につけた武将の姿で表され、なかでも持国天と増長天は刀や矛などの武器を携えた形をとることが多い。

松尾寺の二天王立像は両像とも平安時代の後期の作品で、桧材を用いた一木造りである。持国天は像高80cm、左手を腰に当て、右手は振り上げて持物を持つ形をとる。増長天は像高80.5cmで左手を上にあげて持物をとる形を作り、右手は拳を握る形で腰に当てている。ともに持物は欠失している。

松尾寺は現在臨済宗であるが、平安時代の承平6年（936年）に弘法大師の弟子である基燈法師によって創建された伝承を持ち、当初は真言寺院であった。室町時代初期に大内弘世が周防国観音巡拝三十三カ所の札所を選んだ際、第3番の札所に指定されている。

〈周防大島町文化財保護審議会委員 中野行真〉



1月号で少しご紹介しました、周防大島くらし体験ネットワーク事務局で開催している「島のくらしをおすそわけ」の豆腐とおから料理作りに参加してきました。

今回集まったのは島内外合わせて10数名のみなさんと、賑やかな雰囲気の中で始まりました。

お豆腐以外のメニューはおからのサラダ、ひじきの混ぜご飯、豚汁、おからのコロッケ、おからドーナツと日本人に生まれてよかった！と言いたくなる品々です。私はほぼ毎日と言っていいほど口にするお豆腐ですが、一から作り方を学ぶのは初めてのことです。途中の過程でできるしぼりたての豆乳の大豆の香りと味わい深さは市販の豆乳とは大違いであること、昔はお豆腐を固める際に出る余分な水分で洗顔をしていたことなど、新たな発見や余すことな

地域おこし協力隊員 山崎千寿の
しましまタイムズ
SHIMASHIMA TIMES

14

周防大島町定住促進協議会
☎0820(74)1007



▲左からひじきご飯、おからサラダ、おからコロッケ、豆腐、豚汁

く大豆を活用する日本人の知恵に感心することばかりでした。また、驚いたのはみなさんの手際の良さです。調理はもちろんのこと後片付けもあつという間に終わり、気付けば調理台も流しもピカピカになっていました。みんなで調理してみんなで食べる美味しさも一層増し、心にも体にも栄養をたっぷり頂きました。

さて、次回の海そうじは4月7日(金)午後2時から三浦西の浜で行います。みなさんのご参加お待ちしております。

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題

10歳の節目に 2分の1成人式



▲まあしいの提案で全員ステージへ。みんなで365歩のマーチを歌いました。

2月16日、大島文化センターにおいて、2分の1成人式が挙行されました。

これは10歳の節目を迎えた町内の小学4年生を対象に行っているもので、将来の夢や目標を一人一人が発表しました。この中で、お父さんのお店や漁師を継ぎたいという子供たちをはじめ、大工さんや建築家、看護師や薬剤師になりたいなど、将来の夢を元氣よく発表していました。

また、山口ふるさと大使を務める安下庄在住のミュージシャン、マウンテンマウスのまあしい（中谷昌史さん）もお祝いにつけ、自身の体験談など歌を交えて、子供たちにエールを送りました。

認知症の人も安心して暮らせるまちに

2月4日、大島文化センターにおいて、周防大島町認知症講演会を開催しました。

講師に山口県の認知症の人と家族の会の代表で山口大学大学院医学系研究科神経内科学准教授の川井元晴先生をお迎えし、「ひとごとではない認知症のお話」をテーマにご講演いただきました。

川井先生は65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍といわれている現状から「認知症はひとごとではない」とし、「認知症は地域で考えていく問題であり、認知症の方も安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域で認知症の人を支えていくことが大切」と話されました。

また、認知症の症状や経過、その対処方法についても、事例を交えて具体的に紹介され、350人を超える参加者も認知症を自分自身のことと見つめ直すとても有意義な講演会となりました。



「認知症は誰でもかかる病気。正しい理解と、人々との交流で本人も家族も安心を」と話される川井先生



◀大勢の方が聴講に訪れました

地域おこし協力隊員 集落支援員 が着任しました

2月1日、大島庁舎において、地域おこし協力隊員と集落支援員の委嘱状の交付式が行われました。

新たに地域おこし協力隊員となったのは兵庫県から来られた篠原哲夫さんと、地域資源を生かした観光振興を推進するため、(一社)周防大島観光協会スタッフとして、地域資源の活用や外国人観光客の誘致をはじめとするインバウンド業務など観光をテーマとした地域の活性化に取り組んでいきます。

また、初の集落支援員となったのは、長谷川樹子さんで、「やまぐち元気生活圏」づくりの取り組みを白木半島地域において実施し、二ホンアワサンゴなど豊かな自然環境を有する白木半島地域の特性を生かした地域の将来計画である夢プランの作成や実践など、地域を元気にしていくため住民と一体となって取り組んでいきます。

防災講演会を開催しました



▶「身の回りや地域で起こりうる災害を想定して日頃から備えを」と国崎さん

2月26日、県大島防災センターにおいて、周防大島町防災講演会を開催しました。講師に危機管理教育研究所代表の国崎信江さんをお迎えし、「来る地震から大切な人を守るため出来る事」と題してご講演いただきました。

国崎さんは「防災はまず自分の命や財産を守る」とし「自分の命を守ることが大変なはずはない。災害への備えを躊躇(ちゅうちゅう)することが一番危険」だと指摘。家具の転倒防止など、家庭での備えで自助の力を身につけることや、地域とのつながりを大切にすることで、いざというときに適切な対応ができるなど「日頃の備えが地域の防災力を高めていくことになる」と話されました。



▶「ぜひ新しい視点で町の力に」と期待を込める椎木町長。町長を挟んで左が長谷川さん、右が篠原さん

柳井警察署長から感謝状

波止場から誤って海に転落した男性を救助したとして、2月16日、救助した3名に柳井警察署長から感謝状が贈られました。

感謝状を贈られたのは、油良の高橋潤さんと西方の山根一夫さん、森の片野博昭さんの3名で、1月末に下田漁港において、町外から魚釣りに来ていた男性が海に転落しているのを航行中に発見し、海中から引き上げ無事救助されました。救助にあたった高橋さんは「無事助けられよかったです」とおっしゃっていました。



▶越口和幸柳井警察署長(右)から感謝状を贈られた(左から)高橋さん、山根さん、片野さん

第10回植樹祭「桜美観の森」

2月27日、西三浦の瀬戸で植樹祭が開催され、三浦小と明新小の児童をはじめ、蒲野保育所の園児、地域の方々や関係者など約200名が参加し、桜の苗木30本を植樹しました。

植樹祭はボランティア団体「美しい三浦を創る会」の主催で毎年行われているもので今回が10回目。

今回の植樹は、大島大橋のたもとから約300m付近で国道沿いの荒地となっていた場所で、美しい三浦を創る会のメンバーが植樹できるようにきれいに整備。この場所は「桜美観の森」と名付けられ、桜の新名所として期待がふくらみます。



▶椎木町長も子供たちと植樹を行いました



お知らせのコーナー

募集

周防大島町役場

非常勤嘱託職員募集

■募集人員

白木出張所 1名

■勤務内容等

・窓口での受付、電話応対、その他接客業務

・簡単なパソコン操作

・その他の事務補助全般

■勤務条件等

・月のうち10日程度勤務(2人の交代勤務)

・勤務日 月曜日～金曜日(原則として土、日、祝日、年末年始は休み)

末年始は休み)

・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分まで
・報酬等 町規定による

■採用期間

4月3日(月)～平成30年3月30日(金)(更新の場合あり)

■資格等

普通自動車免許

■申し込み方法

3月23日(木)必着で履歴書を東和総合支所へ郵送もしくは持参してください。

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2592 周防大島町大字平野417

東和総合支所

☎0820(78)1110

健康増進課臨時職員募集

■募集人員

・事務職員 2名

・保健師 1名

■勤務場所

日良居庁舎内 健康増進課

(土居)

■勤務内容等

・事務職員

予防接種・検診等の事務処理、受付等接客業務、その他補助業務

※パソコン操作(ワード・エクセル、アクセス等のデータ入力やシステム操作等)が必要です。

■保健師

母子保健・検診業務、訪問指導等

■勤務条件等

・勤務日 週4日程度

・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

■採用期間

4月3日(月)～9月29日(金)

■申し込み方法

3月23日(木)必着で履歴書を郵送もしくは持参してください。

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2803 周防大島町土居1325-1

☎0820(73)5504

健康増進課健康づくり班

健康増進課健康づくり班
☎0820(73)5504

東和総合センター・久賀公民館の休日・夜間管理人募集

■募集人員

・東和総合センター 2名

・久賀公民館 2名

■勤務場所

東和総合センターまたは久賀公民館

■勤務内容等

夜間、休日等における、電話等の対応や貸館、受付等の管理業務

■勤務条件等

・貸館予約がある日の夜間休日等

・月のうち10日程度(2名の交代勤務)

・夜間(午後5時～午後10時)、休日等(午前9時～午後5時)

のうち、貸館利用時間に勤務

・賃金 町規定による

■採用期間

4月～9月30日(土)(更新の場合あり)

■申し込み方法

3月23日(木)必着で希望する施設へ履歴書を郵送もしくは持参してください。

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2512 周防大島町平野269-44

■面接等 別途通知します。
■申し込み・問い合わせ
・東和総合センター勤務希望者
〒742-2512

周防大島町平野269-44

教育委員会社会教育課

☎0820(78)2205

〒742-2301

・久賀公民館勤務希望者

〒742-2301

周防大島町久賀5058

久賀公民館

☎0820(72)2271

周防大島町公営企業局職員募集

■募集人員

看護師もしくは准看護師

1名(59歳以下・性別不問)

■勤務場所

周防大島町立介護老人保健施設やすらぎ苑

■採用予定年月日

応相談

■勤務内容等

入所サービスに係る看護業務(2交替制)

■受付期間

随時(応募状況により締切

ることがあります)

■申し込み方法

履歴書(市販可)を郵送もしくは持参してください。(平

日の8時30分～17時15分)

■試験方法 面接試験

※ペットの飼育はできません。

■その他

試用期間あり(6カ月)
 ※試用期間中その職務を良好な成績で遂行したときに正職員となります。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2106

周防大島町小松1388-6

周防大島町公営企業局

総務部総務課

☎0820(74)2332

※詳細につきましてはお問い合わせください。

市民農園利用者募集

あなたも土にふれあってみませんか！町では、市民農園の利用者を募集します。

■市民農園

*クカインガルデン(久賀)

・募集区画数

3区画(1区画約24㎡)

・利用料

1㎡当り80円(年間)

■滞在型市民農園

*ガルテンヴィラ大島(東屋代) 宿泊施設付きの市民農園です。初心者への野菜づくりの指導も実施しています。興味のある方は、役場農林課まで

お知らせください。

・募集区画数

2区画(応募者多数の場合
 は抽選となります)

・利用料

年額39万3470円

・利用期間

平成29年4月から(最長平成34年3月まで更新可能)

※宿泊施設の状態により、入居時期が遅くなる可能性があります。

■申込期限

3月22日(木)

■申し込み・問い合わせ

農林課

☎0820(79)1002

相談

「表示登記の日」
 無料登記相談会

山口県土地家屋調査士会では4月1日の表示登記の日に土地建物の登記に関する無料相談会を行いますので、お気軽にご相談ください。

■日時

4月1日(土)

午前10時～午後3時

人権相談所を開設します

人権相談所では、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題の相談を受けています。

◆常設人権相談所◆

法務局では毎日(休日を除く)人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局(岩国市錦見一丁目16-35)

☎0827(43)1125

〈午前8時30分～午後5時15分〉

◆特設人権相談所◆

町内にて毎月1回1会場(午前9時30分～正午)にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開催されています。

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

—平成29年度計画—

- 久賀総合センター
4月3日(月)、8月7日(月)、12月4日(月)
- 大島庁舎
5月1日(月)、9月4日(月)、1月9日(火)
- 橋総合センター
6月5日(月)、10月2日(月)、2月5日(月)
- 東和総合センター
7月3日(月)、11月6日(月)、3月5日(月)

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

■場所

柳井市文化福祉会館

(柳井市柳井3718)

■相談内容

・土地 分筆、合筆、地目変更、土地の面積等の更正・境界など
 ・建物 新築、増築など

■相談員

山口県土地家屋調査士会会員

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

山口県土地家屋調査士会

☎083(922)5975

「法テラスの日」**無料法律相談会**

日本司法支援センター(法テラス山口)では、「法テラスの日」を記念して、県内6カ所

で無料法律相談会を開催します。

■日時

4月20日(木)

午後1時30分～4時30分
 (1人30分の予約制)

■会場

県内6カ所

【岩国会場】岩国法律相談セン

■内容

民事トラブル(借金、離婚、相続、労働問題等)の相談をお受けいたします。

■予約(先着順)

4月3日(月)から受付開始

時間 午前9時～午後5時
 予約・問い合わせ

法テラス山口

☎050(3383)5490

お知らせ

あなたの資産を確認してください

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。

縦覧期間

4月3日(月)～5月31日(水)
(ただし土曜日、日曜日、祝日は除く。)

縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在地番、種類、構造、床面積、価格)

※縦覧台帳は旧町単位で作成していますので、所在を確認の際は、該当の各総合支所または税務課で縦覧してください。

縦覧できる人、縦覧に必要なもの

- ① 固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している人(ただし、土地(家屋)のみを所有している者は、家屋(土地)の縦覧ができません)

- ・必要なもの
本人確認ができるもの(運転免許書等)

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

- ② 納税者本人から委任を受けた方

- ・必要なもの 委任状(または納税通知書等)

- 縦覧料 無料
- 時間 午前8時30分～午後5時15分
- 場所 各総合支所または税務課

- 問い合わせ 税務課 課税第2班

☎0820(74)1008

就学援助費・就学奨励費交付申請について

対象

- ・就学援助費
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人
- ・就学奨励費
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

※ただし、認定条件がありますのでおたずねください。

交付内容

- ・学用品費・修学旅行費・学校給食費など

申請期限

4月20日(木)

(年度の途中でも申請の受付を行います。認定となった場合は提出した日から援助対象となります)

申請方法

教育委員会学校教育課または、各公民館に所定の様式により申請してください。
(継続を希望される人も、改めて申請が必要です)

申請に必要なもの

- ・印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成28年度課税証明書(ただし、平成28年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証書の写し(該当者は必ず添付)・振込先口座

問い合わせ

教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

平成29年度

語学留学生募集対象者の変更について

町では、平成27年度から夏休み期間中に英語力の向上をめざし、山口大学国際総合学部の協力を得て、「フィリピンセブ島」での語学留学生派遣事業を実施しています。
平成29年度の募集につきま

しては、語学学校が今年度の研修先から変更となるため、対象者は高校生のみとなりますので予めお知らせいたします。
詳しくは広報4月号をご覧ください。

募集対象者(予定)

高校(公立・私立)または高等専門学校(1～3学年に在学する方で、町内に住所を有し英語学習に意欲をお持ちの方)。

問い合わせ

教育委員会 総務課
☎0820(78)0700

平成29年度前期危険物取扱者試験案内

資格の内容

消防法では、一定量以上の危険物(ガソリン、灯油等)を取り扱う施設には、「危険物取扱者」を置いて取り扱うこととされています。

試験の種類・実施日・場所

- ・種類 危険物取扱者試験(甲種・乙種・丙種)
- ・実施日 6月18日(日)
- ・場所 県内各市

受験資格

甲種以外は誰でも受験できます。

未内定の新卒者・既卒者の皆さまへ

就職活動を継続されている今春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、ハローワークは、最後まで皆さんを応援し続けます!

就職活動の進め方について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ ハローワーク柳井 学卒担当

☎0820(22)2661

受験申請の手続き

受験申請の手続き方法は、書面申請と電子申請(インターネット申請)があります。書面申請は最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

電子申請の詳細は(一財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。
<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

平成29年度 鳥獣被害防止総合対策事業 ～国の交付金による事業～

この事業は、有害鳥獣（イノシシ等）からの被害防止を目的とし、集団農地へ設置する防護柵資材を支援するものです。

■対象となる農地

3戸以上の耕作している集団農地が対象となります。

■防護柵の種類

ワイヤーメッシュ柵に限ります。

原則として防護柵の設置は自力施工です。

■資材援助の方法

担当者が現地調査等を行い、国および県へ申請し、決定を受けてから資材を購入・配布します。

資材の配布は11月頃になる予定です。

状況によっては、採択されない場合があります。

また、交付金に限りがございますので、申請件数が多数の場合は負担金を頂く可能性もあります。

■防護柵の管理について

防護柵施工後は、原則として農地の継続的な耕作を含め14年以上の管理が必要となります。

■申込方法

代表者および共同実施者の氏名・住所・連絡先、対象農地の地番を記載し、農林課に提出（様式任意）

■申込期限

3月31日(金)

■問い合わせ

農林課 ☎0820(79)1002



■願書受付期間

・書面申請 4月11日(火)～4月24日(月)
・電子申請 4月8日(土)～4月21日(金)

1578-8)

・定員 30名

・受講料

周東地区危険物安全協会
員 5500円
非会員 8500円

申し込みは、最寄りの消防

署(所)に置いてある受講申込書に必要事項を記入し、願書受付期間内に消防署(所)へ提出してください。(受講料は講習会当日に徴収します)

・日時

5月18日(木)・19日(金)の2日間(両日とも午前9時から午後4時まで)

・場所

中国電力(株)柳井発電所ふれあいホール(柳井市宮本塩浜)

■その他

柳井市においては、「乙種第4類」の試験が行われます。集合時間 午前9時30分

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23)7774

JICA

青年海外協力隊

2017年度春募集

・青年海外協力隊

・日系社会青年ボランティア

・シニア海外ボランティア

青年海外協力隊とは、開発途上国の人々とともに生活し、相互理解を図りながら、技術や経験を活かして人々の自助努力を促進させる形で協

力活動を展開していく海外でのボランティアです。

力活動を展開していく海外でのボランティアです。

日系社会青年ボランティアは、青年海外協力隊とほぼ同じ制度で実施されていますが、中南米の日系人・日系社会への協力を通じてその国の人々や社会へ貢献するボランティアです。

シニア海外ボランティアとは、幅広い技術・豊かな経験を活かして、開発途上国の人々と相互理解を図りながら人々の自助努力を促進させる形で協力活動を展開していく海外でのボランティアです。

■募集期間

3月31日(金)～5月10日(木)

■応募資格

昭和52年5月11日～平成9年10月1日生まれ(シニアは昭和22年5月11日～昭和52年5月10日生まれ)で日本国籍を有する方

■体験談および個別相談会

・日時

4月18日(火)

午後6時30分～8時30分

・場所

岩国市役所(岩国市今津町1丁目14-51)

■募集概要

募集分野や派遣先など詳しくはJICAボランティアウェブサイトをご覧ください。
<https://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>

■応募方法

ウェブ応募となります。5月10日(木)までにウェブサイトから応募登録を完了してください。

■問い合わせ

独立行政法人国際協力機構(JICA) 青年海外協力隊事務局募集課
☎03(5226)9813

催し

島のくらしをおすすめ
〜春コース〜

○サザエ飯とお魚料理づくり
日時

4月6日(木)

午前10時〜午後2時

・場所 橋総合センター(西安下庄)

・体験料 2000円

・受入人数 5〜6人

・募集締め切り 3月27日(月)

※昼食あり

○タケノコ掘りとタケノコ料理づくり

日時

4月20日(木)

午前9時〜午後2時

・場所 工房ふきのとう(志佐)

・体験料 1500円

・受入人数 5〜6人

・募集締め切り 4月10日(月)

※昼食あり

各コースとも申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネット

ワーク事務局(農林課内)

☎0820(79)1002

ハワイ文化&歴史講座

周防大島から多くの人々が渡った「ハワイ」…その歴史と文化について、より深く学ぶための講座を開きます。島の成り立ちから、ハワイの文化や価値観、移民の歴史的背景まで、今後、定期的な開催も予定しています！

まずは「ハワイの島々の成り立ちと古代の文化」を、ハワイのテイタムを楽しみながら一緒に学んでみませんか？

周防大島と関係の深いハワイについて学べる機会です。是非ご参加ください！

■日時

3月26日(日)

午後1時から

■場所

日本ハワイ移民資料館(西屋代4144)

■講師

西田純子氏(日本ハワイ移民資料館カルチュラルアドバイザー)

■テーマ

ハワイの島々の成り立ちと

古代の文化

■参加費

大人 800円

小中学生 600円

(入館料およびハワイのコーヒートお菓子付)

小学校高学年以上を対象にしています。

■申し込み・問い合わせ

日本ハワイ移民資料館

☎0820(74)4082

シニア大島美術展

昨年に引き続き、シニア大島美術展を開催します。日々の自信作を展示しますので鑑賞ください。

■開催日時

3月26日(日)〜30日(木)

午前9時から午後5時

※30日(木)は、午後3時まで

■会場

大島文化センター2階研修室4

■出店作品

陶芸・絵画・写真・パッチワーク・刺繍・絵手紙・押し花・書・短歌短冊・ひょうたん・竹細工など

■主催 大島老人クラブ連合会

■後援 大島公民館

■問い合わせ

大島老人クラブ連合会

☎0820(79)2036



オンラインゲームの注意点

【相談】

子供がオンラインゲームに夢中になっている。ゲームで遊ぶ場合の注意点を教えてほしい。

【処理】

遊び方のルールを家族で話し合って決めることが大切です。また、子供にクレジットカードの大切さについて伝えることも必要です。

【ワンポイント講座】

子供は、大人が思っている以上に、友達やインターネットから多くの情報を得ています。また、ゲームを家族で楽しんでいる場合には、大人が利用する姿をよく見ており、決済の手続きができてしまいます。「アイテムが欲しい」との思いから、クレジットカードを黙って利用してしまい、高額な請求をされたという事例もあります。

一方で、大人はゲームの決済の仕組みを十分に理解していないことがあります。パスワード認証後、数分間はログインが有効なために、決済ができてしまう場合や、課金時にパスワードが必要な場合もあります。

最近では、クレジットカード明細のペーパーレス化が進んでいます。数カ月にはわたり子供が使用した後で高額な請求に気づくことがあるため注意が必要です。

■問い合わせ

周防大島町商工観光課

☎0820(79)1003

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820(22)2125

山口県消費生活センター

☎083(924)0999

春休み

子ども50円バスを実施

- ♪対象期間 3月18日(土)～4月9日(日)
- ♪対象路線 防長交通(株)が運行する一般乗合路線
※高速バス、スーパーはぎ号、空港連絡バス、
岩国市由宇町内の路線バス、定期観光バスは
除きます。
- ♪対象者 小学生以下の児童・幼児
- ♪運賃額 全区間一律で1乗車につき50円
(例) 平野から徳山まで行く場合
 - ・周防平野～大島駅前 50円
 - ・大島駅前～柳井駅前 50円
 - ・柳井駅前～徳山駅前 50円
 合計150円で到着
- ♪問い合わせ 防長交通(株)平生営業所
☎0820(56)5100

野生鳥獣の捕獲は原則禁止です

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、愛玩を目的とした野生鳥獣の捕獲が禁止となっています。

野生鳥獣とは、メジロやホオジロなどを含むすべての鳥獣です。

ただし、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し、自然とふれあう機会を設けることが必要である場合等は許可される場合があります。

また、狩猟や有害鳥獣の駆除などを行う場合も、行政機関の許可が必要です。

〈メジロの飼養登録について〉

現在、飼養登録されているメジロについては、その個体に限り引き続き飼養が可能ですが、毎年、飼養登録の更新手続きが必要です。

■問い合わせ 農林課

☎0820(79)1002

「チャレンジショップ」

4月16日(日) リニューアルオープン

道の駅
サザンセト
とうわ

道の駅サザンセトとうわ内のチャレンジショップ（5店舗）が4月16日(日)にリニューアルオープンします。

全て飲食ができる店舗です。町内の方はもとより、観光客の皆さんにも満足していただける魅力ある店舗になることが期待されます。（販売内容：甘味など、コーヒーとグリルチーズサンド、カンボジアの米粉麺のラーメン、自家製麺の瀬戸内うどん、茶がゆほか）



■問い合わせ 商工観光課

☎0820(79)1003

上下水道課の 電話番号が変わります

平成29年4月から

平成29年4月からの組織体制変更により、上下水道課の電話番号が変更となりますのでお知らせします。

水道課（3月までは管理班・水道班）

【上下水道の料金、開閉栓・名義変更、漏水に関する事など】

☎0820(79)1011

下水道課（3月までは下水道班）

【公共ますの設置・接続、下水道整備に関する事など】

☎0820(79)1014

やない警察署だより

少年の非行・犯罪被害防止と
有害環境の浄化



進学・進級時期は、生活環境や交友関係が大きく変化し、子供が非行に走るケースがあります。

非行を未然に防ぐためには、○親が子供の身なり、言動など細かい変化に気を配る

○地域の大人が、地域の子供と日頃からあいさつを交わしたり、地域行事などで交流することにより、社会への帰属意識を高めることが重要です。

また、スマートフォン等の普及に伴い、子供がネットトラブルに巻き込まれるケースが増えています。

スマートフォン等の利用に関しては、インターネットの危険性をよく理解させ、フィルタリングを設定した上で、家庭でルールを決めて利用させることが大切です。

子供のことで悩んだり、不安を感じるがあれば、

警察本部少年課ヤングテレホンやまぐち

☎0120(49)5150

東部少年サポートセンター

☎0120(48)5150

柳井警察署、周防大島幹部交番、各駐在所にお気軽にご相談ください。

■問い合わせ
周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110
柳井警察署 ☎0820(23)0110

やくば窓口通!信

やっちょいて「収入の申告」

「収入の申告」と聞くと「税金」と連想しますが、その他にも行政の制度やサービスには対象者の所得が要件となっているものがたくさんあります。そのため、対象の方は収入のある方だけでなく、障害年金や遺族年金など税金のかからない収入だけの方や何も収入のない方も収入の申告（収入がないという申告）をしておかなければなりません。

6月にはそれぞれの制度の更新処理が始まります。まだお済みでない方は5月末までには収入の申告を済ませてください。

＜収入の申告が必要な方＞

- ・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者
- ・福祉医療・自立支援医療・特定疾患医療に該当している方および同じ世帯の方
- ・児童手当対象のお子さんがいらっしゃる父母
- ・保育園に通っているお子さんがいらっしゃる父母など

- 問い合わせ
- | | |
|--------|-----------|
| 久賀総合支所 | ☎(79)1000 |
| 大島総合支所 | ☎(74)1001 |
| 東和総合支所 | ☎(78)1110 |
| 橘総合支所 | ☎(77)5500 |



春の訪れ告げる
大島少年サッカー大会

今年もサザン・セト大島少年サッカー大会の開催が近づいてきました。広報活動をはじめ、宿泊やお弁当の手配など、観光協会も微力ながら大会をサポートしています。

昨今では中四国・九州から高校の強豪チームが集う「周防大島町長杯サザン・セト大島高校サッカーフェスティバル」の開催や、サッカーJ2「レノファ山口」の周防大島町ホームタウン化など、元日本代表・岩政大樹選手のふるさとに相応しい「サッカーの島」としての盛り上がりを見せています。

いよいよ、3月25日(土)には小学生サッカー最後の3日間を完全燃焼しようと、全国から48チームが周防大島に集います。

地元からは大島・久賀・東和の各スポーツ少年団も出場しますので、ゲストチームへの温かいおもてなしと地元チームへの熱いご声援をお願い申し上げます。

■問い合わせ
周防大島観光協会 ☎0820(72)2134



日程 3/25(土)~3/27(月)
会場 町内4会場

■大会に関する問い合わせ
大会事務局
社会教育課スポーツ振興課
☎0820(78)5048

竜崎温泉温水プール指導日
(3月21日～4月20日)

実施日	
3月	22日(水)、24日(金)
4月	6日(木)、7日(金)、12日(水)、13日(木)、14日(金)

- ・65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。
- ・指導時間は午前10時～午後3時30分です。
- ・実施日等は事情により変更することがあります。

■問い合わせ
介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(73)5506

釣り堀

「フィッシングビレッジやしろ郷」の
施設を活用してみませんか

現在、屋代ダム公園すぐそばにある「フィッシングビレッジやしろ郷」は休館していますが、当施設を運営したい方を募集します。



また、施設運営に関して様々なアイデア、提言等をお持ちの方は下記まで連絡をお願いします。

■問い合わせ 商工観光課 公共施設管理班
☎0820(79)1003



認知症を学び、地域で支えよう!

高齢の方ほど発症率が高くなると言われる認知症。高齢者の増加に伴い認知症の方は増加しており、周防大島町においても65歳以上の高齢者の6人に1人は認知症の症状があるとされています。認知症について正しく理解することは、認知症の方とその家族の住み慣れた地域での生活を支え、また認知症の早期発見・早期対応に繋がります。

●認知症サポーターとは

「認知症サポーター養成講座」を受講すると「認知症サポーター」になります。認知症サポーターは何か「特別なこと」を行う人ではありません。講座を通じて認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の方やその家族を応援するのが認知症サポーターです。地域や職場で、どんな支援ができるのか一人一人が考えていくことが大切です。ちょっとした気遣いや見守りが地

周防大島町保健師

後山 典子

(介護保険課 地域包括支援センター)

域の大きな支えになります。

認知症サポーターには、認知症の方を支援する「目印」として「オレンジリング」をお渡しします。

●オレンジリングをあなたの手にも

認知症サポーター養成講座を多くの方々に受講していただき、今年度、認知症サポーターが1000人を突破しました。

今年度は、職域での認知症に対する理解を深めることを目的として、消防職員や役場職員を対象に講座を実施しました。受講者からは、「認知症の人には、より丁寧な対応をすることが必要であり、気長に優しく接したい」等の声が聞かれました。

認知症サポーター養成講座は、気の合う仲間同士やふれあいサロンなど、いろいろなところで行います。ぜひ地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(73)5506

3月	
21日(火)	育児相談〈10:00～11:30 久賀福祉センター1階和室〉
22日(水)	
23日(木)	育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター(小松)〉
24日(金)	
25日(土)	サザン・セット大島少年サッカー大会 〈9:00～ 町内4会場 3/27(月)まで〉
26日(日)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 正木内科医院 ☎77-0021〉 安下庄海の市〈10:00～15:00 橘グリーンパーク横〉 ハワイ文化&歴史講座 〈13:00～ 日本ハワイ移民資料館(西屋代)〉 シニア大島美術展 〈9:00～ 大島文化センター(小松) 3/30(木)15:00まで〉
27日(月)	
28日(火)	
29日(水)	
30日(木)	
31日(金)	
4月	
1日(土)	
2日(日)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 おげんきクリニック ☎74-2490〉
3日(月)	特設人権相談所 〈9:30～12:00 久賀総合センター〉
4日(火)	

5日(水)	
6日(木)	認知症相談日〈9:00～16:00 日良居庁舎(土居)〉 【問合せ】地域包括支援センター ☎73-5506
7日(金)	こころの相談会【要予約】 〈10:00～12:00 久賀福祉センター〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504 島くらす海そうじ〈14:00～15:00 三蒲西の浜〉
8日(土)	ちょび塩の日PR活動 〈9:00～11:00 ピクロス大島店(久賀)〉
9日(日)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 山中クリニック ☎72-0152〉
10日(月)	
11日(火)	
12日(水)	
13日(木)	
14日(金)	育児相談〈10:00～11:30 日良居庁舎(土居)〉
15日(土)	
16日(日)	チャレンジショップ リニューアルオープン 〈道の駅サザンセットとうわ(西方)〉 休日在宅当番医 〈9:00～17:00 川口医院 ☎78-0306〉
17日(月)	
18日(火)	育児相談〈10:00～11:30 久賀福祉センター1階和室〉
19日(水)	
20日(木)	
健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(73)5504	

《4月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	12日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	12日(水)	10:00～10:30
HIV抗体検査	12日(水)	14:00～16:00

相談内容	実施日	時間
心の健康相談	18日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	28日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

うそ電話詐欺に気をつけて！

うそ電話詐欺認知状況（山口県）

	認知件数	被害金額
平成28年中	108件	3億1,948万円
平成27年中	114件	2億9,583万円
増減	-6件	+2,365万円

昨年は、一昨年に比べて被害額が増加していますので、今年も注意が必要です。



事実が確認できない時や不審に思ったときは遠慮なく警察に通報（110番）してください。

人の動き（3月1日現在）※増減は対前月比

人口	17,127人	(77人減)
男（日本人）	7,783人	<small>（人口増減内訳：日本人） 増：出生 3人 転入 21人 小計 24人 減：死亡 39人 転出 62人 小計 101人</small>
女（日本人）	9,251人	
外国人	93人	(増減なし)
世帯数	9,599戸	(61戸減)

周防大島町交通事故発生状況 （平成29年1月末現在）

人身交通事故		
件数	死者	傷者
2	0	2

前年比

-4	±0	-8
----	----	----

物損事故件数

21	前年比	+1
----	-----	----

このコーナーはPDF版では掲載していません。

「ごみ収集ステーション」について

ごみ収集ステーションは、自治会が設置し、管理しているんだよ。だから、あなたが住んで(所属して)いる自治会のごみ収集ステーションにごみを出してね。

ごみ収集ステーションは、その設置場所に応じてボックスやネットなど様々な形態があって、それぞれ独自の取り決めがあったりするので、よく確認しておく必要があるね。

ごみの分別が悪かったり、間違った日にごみ出ししたりすると、ステーションにごみが残って、みんなに迷惑をかけてしまうよ。それから、よその自治会のごみ収集ステーションにごみを出すと、その自治会の方に迷惑をかけてしまうし、場合によっては不法投棄になるから、絶対にやめてね。

みんなが気持ちよく生活していくためには、一人一人のちょっとした心がけが大切だよ。だから、ごみ出しのルールはしっかり守ろうね。

みかんちゃんの

ごみの出し方講座



「みかんちゃん」は、周防大島町環境センター(リサイクルセンター)のマスコットキャラクターです。

今回のポイント!

- ごみ収集ステーションは自治会のみんなのもの。ルールを守って、大切に使おう!
- よその自治会のごみ収集ステーションへごみを出すのは、絶対にやめてね。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1012